

議案第75号

加西市健康福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市健康福社会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

令和5年12月1日提出

加西市長 高橋晴彦

## 加西市健康福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

加西市健康福祉会館の設置及び管理に関する条例（平成8年加西市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第7条、第14条第3項及び第15条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改める。  
別表第2を削り、別表第1を別表とする。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(審議資料)

加西市健康福祉会館内に設置している自主トレーニング器具について、利用者人数が減少していること、また、器具の老朽化による安全性の担保や適切な設置場所の確保が困難な状況となっていることから、自主トレーニング事業の終了に伴うトレーニング料を廃止するため、所要の改正を行うもの。